

昭和五十年政令第二百七十七号

政治資金規正法施行令

内閣は、政台資金見玉王去（昭和二十三年法律第二百九十四号）第六条第一項及び第二項、二三の規定を同条第四項にて専用する場合を含め。、第十八条、第二十二条第五項、第二十二条の四

目次

第一章 總則（第一条—第三条）

第二章 政治団体の届出等（第四条—第九条）

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等(第十条)

第四章 国会議員関係政治団体に關する特例等（第十一條—第十七條）

第五章 報告書の公開（第十九条—第二十条）

第三章 告白の公開（第一回 第二回）

第六章 寄附等に関する制限（第二十二条—第二十四条）

第一章 總則

第一条 衆議院議員の数の算定等

第一項 第二条第一項第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員の数の算定については、その衆議院の解散若しくは衆議院議員の任期満了により衆議院議員でなくなつた者（その衆議院の解散がなく、又はその衆議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き衆議院議員として在任することができる者に限る。）又はその参議院議員の任期満了により参議院議員でなくなつた者（その参議院議員の任期がなお引き続いているものとしたならば、引き続き参議院議員として在任することができる者に限る。）は、同号に規定する衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとして算定するものとする。

日における届出候補者（公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第八十六条第一項又は第八項の規定による当該政治団体の届出に係る候補者をいう。）又は所属候補者（公職選挙法第八十六条第七項（同条第八項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は同法第八十六条の四第三項（同条第五項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により当該政治団体に所属する者として記載された候補者をいう。）の得票数を合算した数とする。

(法第四条第一項の政令で定める財産上の利益)

第一條 法第四條第一項に規定

第三条 第一条第一項に規定する場合における去第三条第二項に規定する政治団体本又は去第五条第一項第一号に掲げる日本の取扱いについては、第一条第一項に規定する衆議院議員でなくなつた者

又は同項に規定する参議院議員でなくかつた者は、法第三条第二項又は第五条第一号に規定する衆議院議員又は参議院議員に含まれるものとして取り扱うものとする。

(法第六条第一項の政令で定める事項)

第四条 法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

支那の有り難い言葉云々

(法第六条第二項の政令で定める文書)

第五条 法第六条第二項（同条第五項において準用する場合を含む）は規定する政令で定める文書は次に掲げる文書とする。

二 法第三条第一項第一号に該当する政治団体であつては、当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員（第一条第二項に規定する場合であつては、司額に規定する衆議院議員）でなくかつ

た者又は同項に規定する参議院議員でなくなつた者を含む。次号口及び第五号において同じ。の氏名を記載した書面並びに上該書面にその氏名を記載されることについての上該衆議院議員又は

所屬して、なにか二者を当該衆議院議員又は参議院議員が監督する旨の宣言書

法第三条第二項第二号に該当する政治団体にあつては、次に掲げる文書

イ 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数（衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙にあつては第一条第二項に規定する届出候補者又は所属候補者の得票数を合算した数、参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙にあつては同条第三項に規定する政治団体の得票総数）を記載した書面

第九条第一項第一号	次に掲げる事項 寄附（第二十二条の六第二項に規定する場合を除く、その異動の日（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあるては、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日））	その異動の日
第九条第一項第三号イ	この号及び第十二条第一項第三号ホ	この号
第十二条第一項各号列記以外の部分	第六条第一項各号	第六条第一項第一号又は第二号
第十二条第一項第一号	次に掲げる事項 収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）	次に掲げる事項（二を除く。）
第十七条第四項	第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の一第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ	第十二条第二項及び第四項並びに第十三条の規定は、第一項の報告書について
（法第十九条の二第二項の政令で定める都道府県の選挙管理委員会）	次に掲げる事項（二を除く。）	次に掲げる事項（二を除く。）
第十二条 法第十九条の二第二項に規定する政令で定める都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げる法第十九条第二項の規定による届出の区分に応じ、当該各号に定める都道府県の選挙管理委員会とする。	第十二条第二項及び第四項並びに第十三条の規定は、第一項の報告書について	第十二条第二項及び第四項並びに第十三条の規定は、第一項の報告書について
一 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員に係る公職の候補者がした法第十九条第二項の規定による届出 委員会（当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会を除く。）	次に掲げる事項（二を除く。）	次に掲げる事項（二を除く。）
二 地方公共団体の議会の議員又は長に係る公職の候補者がした法第十九条第二項の規定による届出 当該地方公共団体の区域に係る都道府県の選挙管理委員会（当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会を除く。）	次に掲げる事項（二を除く。）	次に掲げる事項（二を除く。）
第四章 国会議員関係政治団体に関する特例等		
（少額領収書等の写しの開示に係る申出）		
第十二条 法第十九条の十六第十一項の規定による決定（以下この章において「開示決定」という。）に基づき少額領収書等の写しの開示を受ける者は、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、書面により、その求める開示の実施の方針その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。		
2 前項の規定による申出は、開示決定に係る通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をする事務を管理する都道府県の選挙管理委員会（当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会を除く。）		
3 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務省令で定めるところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。		
（少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法）		
第十二条 法第十九条の十六第十五項（第四号にあつては、同項及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第七条第一項）の規定による少額領収書等の写しに係る写しの交付の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第二号から第四号までに掲げる方法の実施にあつては総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）によりこれらを行う場合に限り、同号に掲げる方法の実施にあつては情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して法第十九条の十六第一項の規定による請求（次条第一項において「開示請求」という。）があつた場合に限る。		
一 少額領収書等の写しを複写機により総務省令で定める大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付		
二 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六一八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付		
三 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取つてできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号において同じ。）を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六一八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付		
四 少額領収書等の写しに係る写しの交付を情報通信技術活用法第七条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う方法		

(少額領収書等の写しの開示に係る手数料の額)

第十三条 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣に対する開示請求に係る手数料の額は、当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合にあつては、二百円）とする。

2 法第十九条の十六第十九項に規定する政令で定める額のうち総務大臣が行つた開示決定に基づく開示の実施に係る手数料の額は、当該開示決定に基づく開示の実施に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額（第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が、前項に定める額に相当する額に達するまでは無料とし、同項に定める額に相当する額を超えるときは（第十一条第三項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前項に定める額に相当する額を超えるときを除く。）は当該基本額から同項に定める額に相当する額を減じた額とする。

1 閲覧 少額領収書等の写し百枚までごとに百円

2 写しの交付 イからニまでに掲げる交付の方法に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 前条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

ロ 前条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ハ 前条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に少額領収書等の写し一枚ごとに十円を加えた額

ニ 前条第四号に掲げる方法 少額領収書等の写し一枚につき十円

3 前二項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、当該手数料を総務省の事務所において納付する場合には、現金をもつてすることができる。

（少額領収書等の写しに係る写しの送付の求め）

第十四条 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受ける者は、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、総務省令で定める方法により納付しなければならない。

（政治資金監査に関する研修の手数料の額）

第十五条 法第十九条の二十七第三項に規定する政令で定める手数料の額は、六千円とする。

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。

（政治資金適正化委員会の運営に係る必要な事項）

第十六条 法第十九条の三十四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に係る必要な事項は、政治資金適正化委員会が定める。

（政治資金適正化委員会の事務局の内部組織）

第十七条 法第十九条の三十六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定める。

第五章 報告書の公開

（收支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法）

第十八条 第十二条の規定は、法第二十条の二第二項の規定による収支報告閲覧対象文書（法第二十条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、法第十四条第一項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による政治資金監査報告書をいう。以下この章において同じ。）の写しの交付の方法について準用する。

（収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額）

第十九条 法第二十条の二第二項に規定する政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額（複数の方法により写しの交付を受ける場合にあつては、その合算額。以下この項において「基本額」という。）とする。ただし、基本額が三百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第二十条の二第二項の規定による請求をする場合は、二百円。以下この項において同じ。）に達するまでは、三百円とする。

1 前条において準用する第十二条第一号に掲げる交付 交付する用紙一枚につき十円

2 前条において準用する第十二条第二号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

3 前条において準用する第十二条第三号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百二十円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額

4 前条において準用する第十二条第四号に掲げる方法 収支報告閲覧対象文書一枚につき十円

2 第十三条规定は、前項の手数料の納付について準用する。

（収支報告閲覧対象文書の写しの送付の求め）

第二十条 法第二十条の二第二項の規定による請求をしようとする者は、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会に対し、送付に要する費用を納付して、収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求めることができる。この場合においては、第十四条後段の規定を準用する。

第六章 寄附等に関する制限

（法第二十三条第二項及び第二項の規定を適用する場合の数値の計算等）

第二十一条 法第二十三条の三第一項及び第二項の規定を適用する場合の数値の計算については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1 法第二十三条の三第一項第二号に規定する資本金の額又は出資の金額 当該年の初日における当該会社の資本金の額又は出資の金額（当該会社が同日後に設立された場合にあつては、当該設立の時における資本金の額又は出資の金額）

二 法第二十一条の三第一項第三号に規定する組合員等（以下この号において「組合員等」という。）の数 当該年の初日における当該労働組合又は職員団体（同号に規定する労働組合又は職員団体をいう。以下この号において同じ。）の組合員等の数（当該労働組合又は職員団体が同日後に結成された場合にあつては、当該結成の時ににおける組合員等の数）

三 法第二十一条の三第一項第四号に規定する年間の経費の額 前年において当該団体が支出した金額の総額から借入金の償還金の額及び資本的支出として総務省令で定める支出の金額を除いた額

2 年の中途において組織された法第二十一条の三第一項第四号に規定する団体がその年においてする政治活動に関する寄附については、当該団体の同号の前年における年間の経費の額が二千万円未満であるものとみなして、同項の規定を適用する。

（法第二十一条の四第一項の政令で定める欠損）

第二十二条 法第二十二条の四第一項に規定する政令で定める欠損は、会社の確定した決算における貸借対照表に記載された純資産額から当該貸借対照表に記載された資本金その他の総務省令で定めるものの額の合計額を控除した額が零に満たない場合におけるその満たない部分の額とする。

（匿名の寄附等に係る寄附物件の納付手続等）

第二十三条 法第二十二条の六第四項に規定する保管者又は法第二十二条の六の二第四項に規定する保管者若しくは寄附を受けた者（以下この条において「保管者等」という。）は、これらの規定により国庫に帰属した金銭又は物品（以下この条において「寄附物件」という。）を国庫に納付しようとするとときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、当該寄附物件を当該保管者等の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 寄附物件の保管を開始した日又は寄附を受けた日

二 寄附物件が金銭であるときはその金額、寄附物件が物品であるときは当該物品の種類及び数量

三 保管者等の氏名又は名称及び住所

2 都道府県知事は、前項の規定により保管者等から寄附物件の提出を受けたときは、これを収納し、かつ、領収証書を当該保管者等に交付しなければならない。

（法第二十二条の九第一項の政令で定める公務員）

第二十四条 法第二十二条の九第一項第一号に規定する非常勤職員で政令で定めるものは、諮問的な非常勤の職で、顧問、参与、委員、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有するものにある者並びに諮問的な非常勤の統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者（これらの者のうち国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職のあるものを除く。）とする。

2 法第二十二条の九第一項第五号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるものは、同号に規定する職員のうち次に掲げる者以外のものとする。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十九条第二項の規定に基づき同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の長が定める職にある者

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第五十三条第二項の規定に基づき同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者

（施行期日）
1 この政令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

（平成元年十二月三十一日以前に取得した資産等の報告）

2 政治団体が法第三条第一項各号又は法第五条第一項各号の団体となつた日（同項第二号の団体にあつては法第六条の二第二項前段の規定による届出がされた日、政治団体の支部にあつてはその組織の日）以後に取得した法第十二条第一項第三号の資産等で、平成元年十二月三十一日以前に取得したものに係る同号の規定の適用については、同号イ中「取得の価額及び年月日」とあるのは「取得の価額（取得の価額が明らかでない場合はその旨及び取得時に見積もつた金額、取得の価額及び年月日が明らかでない場合はその旨及び政治資金規正法の一部を改正する法律（平成四年法律第九十九号）の施行の日（以下この号において「施行日」という。）における時価に見積もつた金額）及び年月日（年月日が明らかでない場合は、その旨」と、同号ロからニまで、ト及びル中「取得の価額及び年月日」とあるのは「取得の価額（取得の価額が明らかでない場合はその旨及び取得時に見積もつた金額、取得の価額及び年月日が明らかでない場合は、その旨」と、同号子及びヌ中「年月日」とあるのは「年月日（年月日が明らかでない場合は、その旨）」とする。

（施行期日）
附 則（昭和五一年三月三一日政令第五四号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三一日政令第七一号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和五五年一二月二六日政令第三三八号）抄

（施行期日）
この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年二月二二日政令第一六号）抄

（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三一日政令第九三号）抄

選出議員の選舉」とあるのは、「衆議院議員の総選挙」と、「届出候補者又は所属候補者」とあるのは、「所属候補者」と、新令第七条第一号中「衆議院小選挙区選出議員」とあるのは、「衆議院議員」とする。

第四条 政治資金規正法の一部を改正する法律による改正前の政治資金規正法（以下この項において「旧法」という。）第三条第一項の政治団体で同条第二項の政党である旨を旧法第六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により届け出たもの（次項において「旧政党」という。）のうち、施行日において政治資金規正法の一部を改正する法律による改正後の政治資金規正法（以下「新法」という。）第三条第二項の政党に該当するものが支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして政治資金規正法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するものの本部及び支部」とする。
2 施行日において現に存する政治団体（旧政党を除く。）で新法第三条第二項の政党に該当するものが支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして政治資金規正法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するものの本部及び支部」とする。
第五条 政治資金規正法の一部を改正する法律附則第五条の規定により特定寄附とみなされる寄附に対する新法第十九条の三第一項の規定の適用については、同項中「その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）による改正前の第十九条の六第一項の保有金を」とする。

附 則 （平成一〇年一二月一一日政令第三八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月一四日政令第三三四号） 抄
 (施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(政治資金規正法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日前に生じた事実に係る第十九条の規定による改正前の政治資金規正法施行令第十五条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年二月一四日政令第三〇号）

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年六月七日政令第三〇四号） 抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成一二年一二月二七日政令第五三六号） 抄
 (施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年六月七日政令第四八七号） 抄
 (施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年一二月三〇日政令第三五四号）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年四月二八日政令第一八七号） 抄
 (施行期日)

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一〇年三月二八日政令第七三号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第六号、第五条第一項及び第一項並びに第六条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一二月一〇日政令第三七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年一月三〇日政令第四八七号） 抄
 (施行期日)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一二月三〇日政令第三五四号）

この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則 （平成一八年四月二八日政令第一八七号） 抄
 (施行期日)

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則 （平成一〇年三月二八日政令第七三号）

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第四条第六号、第五条第一項及び第一項並びに第六条第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年一二月一〇日政令第三七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一七年一月三〇日政令第三〇号） 抄
 (施行期日)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日政令第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和三年二月一五日政令第二九号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日政令第一二八号）抄

（施行期日）

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月一五日政令第三五三号）

（施行期日）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月一五日政令第三五三号）

（施行期日）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた政治資金規正法第十九条の十六第一項及び第二十条の二第一項の規定による請求について適用し、施行日前にされたこれらの規定による請求については、なお従前の例による。